

平成29年（行ツ）第4号 ほか5件 選挙無効請求上告事件

上告人 鶴本圭子 ほか20名

被上告人 東京都選挙管理委員会 ほか20名

弁 論 要 旨 書

平成29年7月19日

最高裁判所大法廷 御中

被上告人ら指定代理人

定 塚



周知のとおり、我が国の憲法においては、衆議院と参議院の二院制が採用されています。

これは、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）が一院制を提案したのに対し、当時の我が国の政府関係者が、その必要性を力説し、二院制となったものです。

その結果、衆議院のほかに参議院が存在しているわけではありますが、参議院は、「良識の府」、「再考の府」と言われるように、当面の諸問題について国民の多数の意見に基づく判断が優先される衆議院の行きすぎをチェックしたり、足りないところを補うという重要な役割を果たす機関として位置づけられています。

参議院においては、国民の多数の意見ばかりではなく、例えば、山間部などの過疎地域に居住する方々の声をも適切に反映させた施策を行うことなどもまた、重要な役割であります。介護の問題を例にとってみても、我が国全体としては、介護施設の数を増やし、介護職員の待遇を良くすることで、介護サービスの充実を図ることは重要でしょう。しかし、介護施設などが経営上維持できず、存在しないような過疎地に居住する高齢者の方々の悩み、例えば、日々の食料等の生活必需品の入手手段をどのように確保するのか、病気で伏せていないかなど定期的な見守りをしてほしいといった悩みは、国民の多数の意見に従って、介護施設の数を増やし、介護職員の待遇を良くしても、何ら解消されるものではありません。

このように、国民の多数の意見を基本として施策を遂行していく衆議院の選挙制度においては、投票価値の平等の要請が重要な考慮要素となるものと考えられますが、参議院において、少数者の視点も含めた様々な立場にある国民の声をも反映させた「良識の府」、「再考の府」にふさわしい議論をするためには、参議院の選挙制度をどのようにするかが極めて重要となります。国会には、参議院の存在意義、存在価値にふさわしい選挙制度を設ける責務があり、そこに

は広い裁量があるものと考えられます。

もとより、参議院においても、投票価値の平等も一つの考慮要素でありましょう。しかしながら、我が国の憲法が国会について二院制という体制にしたその趣旨や意義にふさわしい選挙制度にすること、そして、それがその時代時代によって変化する様々な要請に的確に応える「良識の府」、「再考の府」にふさわしいものとするのが極めて重要であり、そのような趣旨や意義を的確に実現できる選挙制度であれば、国会の裁量権に逸脱濫用があるとはいえず、合憲と考えるべきです。

このような見地からすれば、本件定数配分規定は、およそ国会の裁量権に逸脱濫用があるとは考え難く、違憲でも違憲状態でもないというべきです。

以 上